

## 一般社団法人日本ボッチャ協会 懲戒規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」という。）が担うボッチャ競技の普及・競技力の向上による、障がい者及びその関係者の心身の健全な発達への寄与と社会参加の促進という重要な役割に鑑み、本協会の事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及びボッチャ競技における不適切な行為の根絶を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は本協会「倫理規程」第2条に規定された本協会に登録している者（以下「登録会員」という。）及び本協会の社員、役員、専門局部長及び部員（以下「役職員」という。）とする。

### (違反行為)

第3条 登録会員及び本協会の役職員は次の行為（以下「違反行為」という。）を行ってはならない。

- 1) 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わないこと（指示命令違反）
- 2) 本協会の名誉または信用を著しく毀損する行為（名誉毀損行為）
- 3) 身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメントおよび差別等の行為（暴力・暴言・差別）
- 4) 指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為（わいせつ・セクシャルハラスメント）
- 5) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程に反するドーピング違反行為、又は法令で禁止されている薬物の使用や所持（ドーピング・薬物）
- 6) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本協会の財産の横領、不適切な支出等の不正経理に関与すること（不適切経理）
- 7) 職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求しまたは約束すること（不正利益供与）
- 8) 関係法令や本協会の定める諸規程に違反すること（法令・規程違反行為）

(違反行為に対する処分の種類)

第4条 違反行為を行った者は、その内容及び情状に応じて次の区分により処分を受ける。  
役職員が登録会員である場合には、役員としての処分と登録会員としての処分を併せて実施することができる。

1) 役員に対する処分の種類

- ①戒告：口頭による注意
- ②けん責：文書による注意
- ③警告：期間を定めての役員業務停止
- ④解任：定款第27条に基づき解任する

2) 登録会員に対する処分の種類

- ①戒告：口頭による注意
- ②けん責：文書による注意
- ③警告：定款第46条に基づき、一定期間の会員資格停止
- ④除名：定款第48条に基づき、会員資格を喪失する

2 処分の実施に併せて、本協会の実施する普及員資格、審判員資格等の喪失等の処分を行うことは妨げない。

3 処分の基準は下表のとおりとする。

処分の基準除名	解任・除名	警告 (役員業務停止・会員資格停止)	注意 (戒告・けん責)
指示命令違反	○	○	○
名誉毀損行為	○	○	
暴力・暴言・差別	○	○	○
わいせつ・セクハラ	○	○	○
ドーピング・薬物	○	○	
不適切経理	○	○	
不正利益供与	○	○	○
法令・規程違反行為	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ、処分を決定する。過去において処分を受けている場合には、再処分であることを踏まえ処分を決定する。

(事案への対応)

- 第5条 代表理事は、役職員及び登録会員について、第3条の違反行為が疑われる事案（以下「疑われる事案」という。）を把握した場合には、疑われる事案の事実調査を行うものとする。
- 2 代表理事は、疑われる事案のうち、別に定める処分の基準に従って本協会の加盟登録団体及びその他の団体（以下「加盟登録団体等」という。）に調査・処分を委ねることが適当と判断されるものについては、加盟登録団体等に調査・処分を委ねることができる。

(懲戒委員会の設置)

- 第6条 代表理事は、疑われる事案について本協会ですら処分が必要であると認める場合には、懲戒委員会を設置する。
- 2 懲戒委員会の委員は、本協会の社員ならびに役員または学識経験者で構成し、5名以上とする。
- 3 懲戒委員会は、代表理事から当該事案の調査結果報告を受け、審議の上、処分案を代表理事に答申するものとする。
- 4 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(違反による処分等)

- 第7条 代表理事は、本規程に基づき懲戒委員会の意見を聴取した上、必要と認める場合は懲戒処分を行うものとする。ただし、役職員の解任及び登録会員の除名の各処分を行う場合は、以下の手続きを経なければならない。
- 1) 役職員の解任については社員総会の議決
  - 2) 登録会員の除名については理事会の議決

(不服申し立て)

- 第8条 本協会の処分に対する不服申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる。

附則

1. 本規程は、平成28年1月10日から施行する。